



2015年7月15日

各位

会社名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩
(コード番号 8308 東証一部)

第4種優先株式の取得および消却について

当社は、本日、第4種優先株式の全部につき、下記のとおり、当社定款第19条第1項の規定に基づく取得、および当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決定いたしました。

なお、本件をもちまして、普通株式等 Tier1 比率への算入が認められていない社債型優先株式と普通株式との間の資本の実質的交換（キャピタル・エクステンジ）を通じた既存の自己資本構成の見直しが完了いたします（詳細につきましては、2015年2月27日付けで公表した「公的資金の完済と新たな中期経営計画の策定について～『リテールNo.1』の実現に向けて～」および「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。).

記

1. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 : 第4種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 : 2,520,000株
- (3) 株式の取得価額 : 1株につき25,331円74銭(※1)(※2)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 63,835,984,800円
- (5) 取得の相手方 : 株式会社しんきん信託銀行
- (6) 取得日 : 2015年7月31日(金)

(※1) 金25,000円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含みます）で日割計算した額をいいます）である331円74銭を加算した額。

(※2) 1銭未満の端数は切上げ処理しております。

2. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 第4種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 : 2,520,000株
(上記1.により当社が取得する第4種優先株式の全部)
- (3) 効力発生日 : 2015年7月31日(金)
- (4) 消却については上記1.により第4種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。

以上